

信州大学社会基盤研究センター、東京大学先端科学技術研究センター及び
軽井沢町との包括的連携に関する協定書

信州大学社会基盤研究センター（以下「甲」という。）、東京大学先端科学技術研究センター（以下「乙」という。）及び軽井沢町（以下「丙」という。）は、相互の連携により、地域社会の発展に資するため、国立大学法人信州大学と軽井沢町との包括的連携に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を活かし、研究交流、産学官連携、人材育成等を推進する。

（連携推進会議）

第3条 前条に規定する内容の円滑な推進を図るため、連携推進会議を設置するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲、乙及び丙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、その後も、また同様とする。

（有効期間の特例）

第5条 前条の規定にかかわらず、本協定の有効期間は、国立大学法人信州大学と軽井沢町との包括的連携に関する協定書の有効期間の満了と同時に終了するものとする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月26日

甲 長野県松本市旭3-1-1
信州大学社会基盤研究センター

センター長

丸橋昌太郎

乙 東京都目黒区駒場4-6-1
東京大学先端科学技術研究センター

所長

神崎亮平

丙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1

軽井沢町長

藤巻進